

# 令和元年度事業計画書

## 〔I〕 策定基調

1. 安倍内閣は、これまで、デフレ脱却と経済再生を最重要課題として取り組んできた。アベノミクスの推進により、生産年齢人口が450万人減少する中においても、経済は10%以上成長し、雇用は250万人増加した。賃金も2%程度の賃上げが5年連続で実現しており、雇用・所得環境は大きく改善している。こうした経済環境の下、今こそ、少子高齢化という構造的な課題への対処に踏み出していく必要がある。高齢者から若者まで全ての世代が安心できる全世代型の社会保障制度へと大きく転換するとともに、財政健全化も確実に進めていくため、消費税率10%への引上げを本年10月に確実に実施する。
2. 2019年度トラック関係予算・税制等について、まず、2018年度補正予算に関しては、高速道路料金の大口・多頻度割引の拡充措置の延長に係る予算や、荷役作業の効率化に資するテールゲートリフターの導入補助に係る予算が確保できた。また、2019年度当初予算に関しては、トラックの環境対策・省エネ対策としての環境性能の優れたトラックの導入補助等に係る予算や、労働時間の短縮や人材育成などのホワイト物流を含めた働き方改革の実現に資する助成金に係る予算が確保できた。さらに、税制改正に関しては、中小企業投資促進税制、エコカー減税、グリーン化特例などの特例措置の延長を実現することができた。
3. 東日本大震災並びに東京電力福島第一原発事故から8年が経過した。いまだに福島県内外への避難者数は、2018年11月末現在で約43,000人で、一日も早い復旧・復興を強く願っている。こうした中、福島県内の経済概況は、総合判断で県内の景気は、先行きに不透明感がみられるものの、緩やかに持ち直している。
4. 昨今のトラック運送業界を取り巻く現状を踏まえて、福島県トラック協会が取り組む主要な課題には、行政及び監督官庁への要望活動、交通事故を含む労働災害防止の推進、労働環境の改善と法令遵守の励行、助成金やセミナー開催による会員各社への経営支援、広報戦略と新規労働力の獲得支援、トラック業界イメージ向上の推進などがあり、都度、広報誌「わだち」やホームページを通じて、会員各位への周知に努めていく。
5. 2019年度は、当面する喫緊の課題として、特に次の3つについて積極的に取り組む。
  - (1) 貨物自動車運送事業法の改正に係る対応として、悪質な運送事業者の排除関係、悪質な荷主に対する対策の深度化、標準的な運賃の告示制度の導入に対する支援をする。
  - (2) トラック業界の人材確保とイメージアップを図るために、労働環境の改善に取り組むとともに、業界の安全性や魅力等について強くアピールする。
  - (3) 標準貨物自動車運送約款の改正に伴い、県内運送事業者が一丸となり、手待機料・積込取卸料・付帯業務料を設定し荷主と交渉し、適正料金を収受できるよう指導する。
6. 我が国の国民生活、産業活動のライフラインとして重要な役割を果たしているトラック運送業界は、安全かつ環境にやさしい輸送の実現、魅力ある事業の確立、社会的地位の向上が求められており、福島県トラック協会は会員の事業発展と交通労災防止を目標に、これらの諸課題の克服と業界に課せられた公共的な使命の達成に向けて、最重点施策及び重点施策を次の通りとし積極的に展開していくこととする。

## 【最重点施策】

- (1) 貨物自動車運送事業法の改正作業に係る対応
- (2) 長時間労働の是正を図るため、生産性の向上や取引環境の改善等「働き方改革」の実現に向けた対策の

## 推進

- (3) 標準貨物自動車運送約款の浸透等による適正な運賃・料金収受の推進
- (4) 人材確保対策の積極的な推進
- (5) 交通及び労災事故の防止対策の推進
- (6) 高速道路通行料金の大口・多頻度割引最大50%の継続・恒久化、割引制度の充実及び更なる高速道路の積極的な活用に向けた諸対策の実現
- (7) 参入基準の厳格化等規制緩和の見直しの促進
- (8) 新技術を活用した物流の効率化等の推進

## 【重点施策】

- (1) 自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現
- (2) 消費税の増税に係る円滑な転嫁の促進
- (3) 燃料高騰対策等の推進
- (4) 環境・省エネ対策の推進
- (5) 適正化事業等の推進による法令遵守の徹底
- (6) 大規模災害発生時における緊急輸送体制の確立

## 〔Ⅱ〕 事業計画

### 【最重点施策】

- (1) 貨物自動車運送事業法の改正作業に係る対応
  - ① 貨物自動車運送事業法の改正作業に係る対応
- (2) 長時間労働の是正を図るため、生産性の向上や取引環境の改善等「働き方改革」の実現に向けた対策の推進
  - ① 「働き方改革の実現に向けたアクションプラン」の普及促進
  - ② 「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」の的確な運営
  - ③ 荷主との連携による生産性向上に向けた取り組みの実施
  - ④ 賃金・労働時間等労働環境の現状把握を図るとともに、働き方改革関連法への適切な対応
- (3) 標準貨物自動車運送約款の浸透等による適正な運賃・料金収受の推進
  - ① 標準貨物自動車運送約款、契約の書面化及び下請・荷主適正取引推進ガイドラインの普及・定着
  - ② 原価管理の徹底等による適正運賃・料金の収受
- (4) 人材確保対策の積極的な推進
  - ① 高校新卒者の採用促進のためのインターンシップを含む総合的な対策の策定及び実施
  - ② 女性、高齢者及び若年層の採用等を含めた労働力確保及び育成・定着対策の推進
  - ③ 事業後継者等の育成
  - ④ 人材確保に係る課題に対する対応策の検討
- (5) 交通及び労災事故の防止対策の推進
  - 交通事故防止対策
    - ① 事業用トラックによる交通事故実態の把握と要因分析
    - ② 追突事故及び交差点、高速道路における事故防止対策の啓発
    - ③ 安全対策機器等の普及促進
    - ④ 高度なIT点呼システムの普及拡大

- ⑤ 国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全確保
- ⑥ 「運輸安全マネジメント」の普及拡大
- ⑦ 駐車問題見直しへの対応
- ⑧ 福島県トラックドライバー・コンテストの実施
- ⑨ 白河の関トラックステーションの管理運営
- 労働対策
  - ① 過労死等防止対策の推進
  - ② 健康状態に起因する事故及びメンタルヘルス対策の推進
  - ③ 労働災害防止、荷主対策の推進
  - ④ 高速道路のSA・PA、道の駅における駐車スペースの確保・拡充
- (6) 高速道路通行料金の大口・多頻度割引最大50%の継続・恒久化、割引制度の充実及び更なる高速道路の積極的な活用に向けた諸対策の実現
  - ① 大口・多頻度割引最大50%の継続・恒久化及び更なる割引制度の充実等
  - ② 「重要物流道路」における機能強化の推進、高速道路ネットワークの積極的な整備促進及びミッショングリックの解消
  - ③ 高速道路における暫定2車線の4車線化など安全対策及び渋滞対策の推進
  - ④ ETC2.0を活用した物流対策
- (7) 参入基準の厳格化等規制緩和の見直しの促進
  - ① 参入基準の厳格化等規制緩和の見直しの促進
- (8) 新技術を活用した物流の効率化等の推進
  - ① 自動運転・隊列走行の対応
  - ② IT化の推進
  - ③ 中継輸送の実現に向けた対応及びスワップボディ、ダブル連結トラック等の普及

## 【重点施策】

- (1) 自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現
  - ① 自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現
  - ② 軽油引取税の旧暫定税率の廃止等税負担の軽減
- (2) 消費税の増税に係る円滑な転嫁の推進
  - ① 消費税の増税に係る円滑な転嫁の推進
- (3) 燃料高騰対策等の推進
  - ① 自家用燃料供給施設整備支援助成事業及び燃料費対策特別融資の実施
  - ② 石油製品価格動向調査の実施
  - ③ 燃料サーチャージ導入の積極的な促進
  - ④ 軽油引取税に係るトリガー条項の凍結解除に係る検討
- (4) 環境・省エネ対策の推進
  - ① 新・環境基本行動計画の推進
  - ② エコドライブの徹底に向けたEMS機器等の導入及びアイドリングストップ支援機器の普及促進
  - ③ NGV等環境対応車の普及促進
- (5) 適正化事業等の推進による法令遵守の徹底
  - ① 事故防止・安全対策等の指導内容の充実強化及び事業者・運行管理者等に対する指導・啓発の推進

- ② 安全性評価事業（Gマーク制度）の積極的な推進及び普及促進策の実施
  - ③ 適正化事業指導員に係る研修事業の充実及び更なる資質の向上
  - ④ 車両及び道路通行等諸規制の緩和要望の促進
  - ⑤ 特殊車両通行許可制度の遵守の徹底
- (6) 大規模災害発生時における緊急輸送体制の確立
- ① 大規模災害発生時における緊急物資輸送体制の確立及び復興関連申請書手続きの弾力的運用
  - ② 大規模災害発生時に備えた物流専門家の育成
- (7) その他
- ① 引越事業者優良認定制度の推進と消費者サービスの向上
  - ② 「わだち」等による会員事業者向け情報提供及び各種広報媒体を活用したPR対策の推進
  - ③ 福島県トラック協会の会員及び職員等に対する研修の充実及び能力の開発
  - ④ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への対応

## 〔Ⅲ〕 主な事業計画

### 【業務部関係】

#### 1. 交通公害対策事業

- ① 低公害車等の導入促進
  - ・環境対策推進のためのディーゼル車排出ガス対策として、低燃費トラック・低公害車等導入に対して助成する。
- ② エコタイヤ導入促進
  - ・エコタイヤ（転がり抵抗を5%以上低減するタイヤ（再生タイヤを含む））の導入に対して助成する。
- ③ アイドリングストップ支援機器導入促進
  - ・アイドリングストップを積極的に推進するために、エアヒーター、蓄熱式マット、蓄熱式電気毛布、蓄冷式クーラーや車載バッテリーを活用した冷房装置などに加えて、外部電源により車内で冷房が使用できるパッケージクーラー等の導入に対して、全日本トラック協会と協調して助成する。
- ④ エコドライブの徹底に向けた推進及び省エネ運転講習会の開催
  - ・大気汚染物質排出削減や安全性の向上にも有効なエコドライブの普及促進を図るため省エネ運転講習会を県内6会場で開催する。
  - ・全日本トラック協会作成の「エコドライブ推進マニュアル」、「エコドライブ推進手帳」などを配布・活用する。
- ⑤ 環境汚染防止の啓発
  - ・「環境汚染防止思想普及のためのポスター」等を作成し、配布する。
- ⑥ トラックの森づくり事業
  - ・地球温暖化防止対策の一環として、相馬市において「トラックの森」づくり事業を進める。

#### 2. 交通安全対策事業

- ① 飲酒運転撲滅の推進
  - ・平成32年に飲酒運転件数のゼロと事故件数・死者数の大幅削減を目指す「事業用自動車総合安全プラン2020」に基づき目標を設定して諸対策を徹底する。
  - ・呼気吹込み式アルコールインターロック、IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型ア

ルコール検知器（Gマーク認定事業所限定）導入に対して助成する。

- ② 安全装置導入促進
  - ・後退時等の事故を防止するため、後方・側方視野確認支援装置の導入に対して助成する。
- ③ ドライバー等安全教育訓練
  - ・ドライバーの安全教育のため安全教育訓練施設である安全運転中央研修所の研修参加者に対して助成を行うとともに、県内の自動車学校を利用し、安全運転講習会を実施する。
- ④ 適性診断受診促進
  - ・運転適性診断受診者に対して、会員及び非会員を対象に助成する。但し、非会員においてはGマーク取得を条件とする。
- ⑤ EMS及びドライブレコーダー機器導入促進
  - ・数値等で走行結果が得られ、ドライバーに対し安全運転管理や指導等に活用できるデジタルタコグラフなどEMS機器の導入に対して助成する。
  - ・映像等で走行データが得られ、ドライバーに対し安全運転管理や指導等に活用できるドライブレコーダーの導入に対して、全日本トラック協会と協調して助成する。
- ⑥ 衝突被害軽減ブレーキ装着車の導入促進
  - ・交通事故防止の対策強化の一環として、追突事故を防止するために、中型車の衝突被害軽減ブレーキの導入に対して助成する。
- ⑦ SDカードの取得促進
  - ・ドライバーの安全管理・安全教育等に活用するため、自動車安全運転センター発行のSDカード取得者に対して、会員及び非会員を対象に助成する。ただし、非会員においてはGマーク取得を条件とする
- ⑧ トラックドライバー・コンテストの実施
  - ・安全意識ならびに運転技能の向上を図るために「トラックドライバー・コンテスト県大会」を実施する。
- ⑨ 交通事故防止シルバーメール作戦の推進
  - ・高齢者の交通事故防止を図るため、福島県交通対策協議会が実施する交通事故防止シルバーメール作戦を推進する。
- ⑩ 交通安全思想普及を図るため広報・助成を推進
  - ・テレビ、ラジオスポット放送など交通事故防止普及啓発広報を実施する。
  - ・（一社）福島県交通安全協会が主催するセーフティチャレンジ事業を助成する。
- ⑪ 事故防止PR用品の作成・配布
  - ・高齢者等の交通事故防止を図るため、関係機関と連携しながら事故防止PR用品を作成配布する。

### 3. 中央出捐事業

- ① 中央出捐事業
  - ・「運輸事業の振興の助成に関する法律」に基づき全日本トラック協会に交付金額の23.0%を出捐する。全日本トラック協会が実施している事業の大部分は「運輸事業の振興の助成に関する法律」の第1条「国民の生活の利便性の向上及び地球温暖化対策の推進に寄与するため」これらに該当する事業を行なう。そのなかで、福島県トラック協会は全日本トラック協会から助成を受ける。内容は緊急輸送体制整備事業助成、事故防止安全装置機器導入並びにドライバー安全研修、追突事故防止SAS対策等交通安全事業の助成、さらに交通環境対策機器導入助成、輸送秩序確立のための適正化事業体制

整備の助成などが含まれている。これらの助成収入は、交通公害対策事業、交通安全対策事業、適正化事業、研修・調査事業及び広報事業などに活用する。

#### 4. 緊急輸送整備事業

- ① 緊急輸送体制の整備
  - 大規模災害発生時における情報ネットワークの整備を図るとともに、緊急輸送体制の確立と防災機能の強化を図る。
- ② 緊急輸送訓練
  - 県など地方自治体を実施する防災訓練（緊急物資輸送訓練）への積極的な参加を図る。

#### 5. 研修・調査事業

- ① グリーン経営認証制度促進
  - 「グリーン経営認証制度」の普及や取得の促進を図り、取得等費用の一部を助成する。
- ② 中小企業大学校講座受講料助成
  - 中小企業の経営者・管理者等が必要な知識・能力を身につけ、経営課題解決と支援担当者の支援能力向上を図るために（独）中小企業基盤整備機構が運営する中小企業大学校の講座受講を促進し、全日本トラック協会と協調して、受講料の一部を助成する。
- ③ IT活用支援の促進
  - 運送事業者における生産性向上と経営改善を図るため、ITに関する実践的な活用セミナーの開催やIT活用に係る調査・情報提供等により、IT活用の理解促進に取り組む。
- ④ 人材育成・確保のためのPR戦略の策定取組
  - トラック運送業界に携わる人材の育成及び人材確保に向けた、研修・調査に係る各種事業に取り組む。
- ⑤ 若年層に向けた、物流に対する認知度向上に関する事業
  - 少子高齢化に伴う若年労働者不足解消の一助とすべく、若年層における物流に関する理解と知識を深めてもらうため、学校訪問を行い、学生向けの物流出前授業等やインターンシップ等を実施する。

#### 6. 福利厚生事業

- ① 研修施設管理
  - 研修施設として、「本部研修センター」及び「県中研修センター」「白河の関トラックステーション」を有し、トラック運送に係る知識や技能を高めるための講習や研修等の会場とし、また、貸出しする。
- ② 共同休憩所及びトラックステーション管理
  - 国道又は幹線道路において大型車等が駐車できる共同休憩所として、県内4ヵ所の「会津方部共同休憩所」「相馬方部共同休憩所」「いわき方部共同休憩所」及び「白河の関トラックステーション」を維持・管理し、安全対策に必要不可欠な車両点検や自動車運転者の休憩時間・休息期間の確保等、労働時間の改善基準に即応するよう適切に活用する。

#### 7. 労働対策事業

- ① SAS、PSG及び脳ドッグの検査促進
  - ドライバーの運行中の、強い眠気等による労災・交通事故を回避するために睡眠時無呼吸症候群

(SAS) スクリーニング検査及びPSG(精密検査)の受診者に対し、会員及び非会員を対象に全日本トラック協会と協調し助成する。ただし、非会員においてはGマーク取得を条件とする。

- ドライバーの突然の脳血管障害を未然に防止し、労災・交通事故を回避するために脳ドッグの受診者に対し、会員及び非会員を対象に助成する。ただし、非会員においてはGマーク取得を条件とする。

② フォークリフト運転技能講習受講促進

- ドライバーの労働災害防止を図るためフォークリフト運転技能講習の受講料を助成する。

③ 運行管理者講習の受講促進

- 行政関係の行う運行管理者講習会に積極的に参加させ、管理者業務の徹底を図るため、運行管理者基礎講習及び運行管理者一般講習の受講料の助成を行う。なお、一般講習においては、会員及び非会員を対象に助成する。ただし、非会員においてはGマーク取得を条件とする。

④ 準中型・中型・大型免許等取得促進

- 県内の教習所において、準中型・中型・大型免許等の取得に対して助成する。

⑤ 定期健康診断の受診促進

- 自動車運転者の過労死(脳・心臓疾患)が増加傾向であることから、運転者の健康を管理し事故防止に資する定期健康診断の受診者に対し、会員及び非会員を対象に助成する。

ただし、非会員においてはGマーク取得を条件とする。

また、従業員の健康管理を図るため、全自動血圧計の導入に対して助成する。

⑥ 女性用休憩施設等の整備促進

- 女性ドライバー等の女性従業員が働きやすい職場環境づくりを図るため、休憩施設、女性用トイレ等の改修費用の一部を助成する。

⑦ 人材確保対策の推進

- 高校新卒者の採用促進並びに若年者、女性等の労働力確保・定着に向けて、国、県や関係機関等との連携により、意見交換会や運送業説明会など各種人材確保諸施策に取り組む。

## 8. レクリエーション施設貸与事業

① レクリエーション施設貸与事業

- レクリエーションセンター(体育館)を有し、地域の保育所、学校関係、クラブチームの活動拠点として貸与する。

## 9. 広報誌「わだち」の発行

① 広報誌「わだち」の発行

- 機関誌「わだち」(毎月1回、16ページを基本とし、各月で情報に応じてページ数を増減)を発行し、トラック運送事業経営に係わる情報提供や事故防止対策及び環境対策等への取り組みの周知を図り、ホームページへも掲載し、広く一般にも情報提供を行う。

② イメージアップに向けた広報資材の作成

- トラック業界のイメージアップと理解促進を図るため、パンフレットの作成・配布及び新イメージキャラクターを活用した広報資材の作成などにより、多様なPR活動に取り組む。

## 10. 基金運営事業

① 信用保証料助成

- 会員事業者の資金融資を支援するため、環境問題や安全対策さらには、震災・原発事故対策のため、

保証協会の保証による融資の保証料及び県制度資金融資借入等の保証料を助成する。

② 車両購入及び物流施設建設に係る斡旋融資に対する利子補給

- トラック運送事業の近代化、合理化に資するとともに輸送力の増強を促進するため、近代化基金融資の斡旋並びにその融資に対して利子補給を実施し、省エネ推進及びトラック走行に伴う環境問題の重要性に鑑み、ポスト新長期規制車の購入及び環境対応車並びにEMS等購入を促進するための融資に対しても利子補給を実施する。

## 11. キャンペーン事業

① トラックの日フェスタ

- 全日本トラック協会を中心に10月9日を「トラックの日」と定められていることから事業後継者の育成を目指す青年部会及び女性の積極的な社会進出を目指す女性部会の社会貢献活動展開に向け「トラックの日フェスタ」を開催し、トラック運送業界のイメージアップと社会的役割を周知するとともに事故防止対策及び環境対策等呼びかける。

## 12. 若手経営者、後継者等の人材育成・確保に関する事業

① 若手経営者、後継者等の人材育成に関する事業

- 少子高齢化の流れの中で、会員事業者各社にとっても、若手経営者、後継者等の人材育成は重要な課題であり急務であることから、会員事業者所属の若手経営者、後継者によって組織される青年部会と連携し、研修事業を中心とした各種人材育成事業の企画、運営を実施する。

② トラック運送事業のイメージアップが急がれる中、女性特有の感性や考えを取り入れることが重要であることから、「女性部会」の活動としてこれらの課題の解決のため青年部会と連携しながら、関連する各種行事への参加や一般社会に向けてアピールするなど、積極的に各種活動に取り組む。

## 13. セーフティチャレンジ事業による独自の事業

① セーフティチャレンジ事業による独自の事業

- （一社）福島県交通安全協会が主催するセーフティチャレンジ事業に会員事業者が積極的に参加し、無事故・無違反を達成し、主催者表彰から漏れたチームを対象に福島県トラック協会が独自に抽選会を実施し、副賞を贈呈する。さらに、特に結果が優秀な事業所には事故防止コンクール表彰として「福島県交通対策協議会」「（一社）福島県交通安全協会」「（公社）福島県トラック協会」の3者連名で表彰する。

## 14. レクリエーションセンター事業

① レクリエーションセンター（体育館）を有し、トラック運送業界に従事する者の日常生活における肉体的、精神的疲労から回復のため貸与する

### 【適正化事業部関係】

#### 1. 貨物自動車運送事業法の改正に係る対応

平成30年12月に成立した改正貨物自動車運送事業法について周知を図る。

#### 2. 長時間労働是正を図るため、生産性の向上や取引環境の改善等「働き方改革」の実現に向けた対策の推進



- (1) 「働き方改革の実現に向けたアクションプラン」の普及促進  
「働き方改革の実現に向けたアクションプラン」の解説書を活用し、当県におけるセミナー等を通じてアクションプランの普及促進を図る。
- (2) 「トラック輸送における取引環境・労働時間改善福島県協議会」の的確な運営  
福島運輸支局並びに福島労働局と連携を図り、福島県協議会が引き続き的確に運営されるよう全日本トラック協会（以下全ト協）と情報を共有するとともに意見・情報交換等の対応を図る。
- (3) 荷主との連携による生産性向上に向けた取り組みの実施
  - 福島運輸支局並びに福島労働局と連携を図り、物流セミナー等を通じて「取引環境と長時間労働改善に向けたガイドライン」の普及促進を図る。
  - これまでのパイロット事業の実績を踏まえ、引き続き荷主とトラック運送事業者との連携による生産性向上に向けた取り組みを全ト協とともに支援する。
- (4) 賃金・労働時間等労働環境の現状把握を図るとともに、働き方改革関連法への適切な対応  
平成30年6月に成立した改正労働基準法等働き方改革関連法について、内容や対応について会員事業業者に周知徹底を図るとともに、運行の実態を十分に踏まえつつ、必要に応じて関係行政機関と適切な情報交換等を行う。

### 3. 標準貨物自動車運送約款の浸透等による適正な運賃・料金收受の推進

- (1) 標準貨物自動車運送約款、契約の書面化及び下請・荷主適正取引推進ガイドラインの普及・定着  
標準貨物自動車運送約款、契約の書面化及び下請・荷主適正取引推進ガイドラインについてトラック運送事業者並びに荷主に対して周知を行い、更なる普及・定着を図る。
- (2) 原価管理の徹底等による適正運賃・料金の收受  
原価意識の強化及び適正運賃收受に繋がるセミナー等を開催し、収益力の向上を促す。

### 4. 交通及び労災事故の防止の徹底

- (1) 交通事故防止対策
  - ① 事業用トラックによる交通事故実態の把握と要因分析
    - 昨年度に策定された「事業用自動車総合安全プラン2020」目標達成に向けた事故防止に係る各種講習会・セミナーの開催及び事故事例と対策を示した広報等で情報提供し、事故防止に務める。
    - 事業用トラックを第一当事者とする死亡事故件数を車両台数1万台当たり「1.5」件以下とすることを目標とし、事故防止対策の推進を図る。
  - ② 追突事故及び交差点、高速道路における事故防止対策の啓発
    - 交通実態に即した事故防止セミナー等を通じ交通事故防止の意識の高揚を図る。
    - 「事業用自動車の運転者に対する指導及び監督の指針」の強化に対応し、ドライバー教育テキストを活用した初任運転者教育等について体制を充実させ交通事故防止の実効性向上を図る。
    - 全ト協が作成した追突事故防止、交差点事故防止、ドライブレコーダ活用等のマニュアルを使用したセミナーを開催し、各種事故の対策を図る。
  - ③ 安全対策機器の普及促進  
関係機関からの通達等の情報を当協会HPで速やかに開示して情報提供するとともに、広報誌にも掲載して周知徹底を図る。
  - ④ 高度なIT点呼システムの普及拡大  
Gマーク取得事業所等に関係機関からの通達等の情報を当協会HPで開示し同システムの普及を図る。

⑤ 国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全確保

海上コンテナ輸送の安全確保については、特殊車両に係る事故防止と併せて推進する。また、一貫運送については国際情勢を見ながら検討していく。

⑥ 「運輸安全マネジメント」の普及拡大

昨年度から巡回指導で運輸安全マネジメントの取り組み内容について調査・判断が求められることから事業所に見合った取組内容となるよう指導・助言し効果ある運用を図る。

(2) 労働対策

① 過労死等防止対策の推進

- 平成29年度に策定した「過労死等防止計画」の具体的な行動計画に基づき、全ト協とともに過労死等防止対策を推進する。
- 「事業用自動車総合安全プラン2020」目標達成に向けてセミナーや啓発資料等を通じ、過労死等に向けた意識の高揚を図るとともに過労死等防止対策の普及・促進を図る。

② 健康状態に起因する事故及びメンタルヘルス対策の推進

- 「トラック事業者のための健康起因事故防止マニュアル」を活用したセミナー等を通じ、健康起因事故防止対策を推進する。
- また、巡回指導等で健康診断等の受診の徹底を図るとともに、メンタルヘルスケアの重要性について普及・周知を図る。

## 5. 適正化事業等の推進による法令遵守の徹底

(1) 事故防止・安全対策等の指導内容の充実強化及び事業者・運行管理者等に対する指導・啓発の推進

- 昨年10月からの総合評価が著しく悪い事業者等に対する重点監査の実施に伴い、対象事業者に係る改善の進捗状況等の情報共有を図るなどにより、事業運営や違反等について早期の改善を図る。
- 昨年度改訂された「巡回指導の指針」及び「巡回指導マニュアル」に基づき効果的・効率的な巡回指導を実施する。
- 「速報制度等」の適切な対応を含め、運輸支局と定期的な連絡会議等で報告・相談する等、連絡体制を密にするとともに諸課題への迅速かつ適切な対応を図る。
- 巡回指導は行政と連携し、新規事業者、悪質事業者及び巡回指導結果等を踏まえ、優先度に応じた指導内容並びに巡回頻度とし、特に判定がD及びE判定事業者に対するフォローアップを充実させる。また、全国適正化実施機関が示す巡回指導実施目標件数をもとに年間件数を定め指導の強化を図る。  
(目標件数580件)
- 運輸支局長の要請を受けて実施する「乗務時間等告示違反営業所に対する特別巡回指導」については労働時間等に特化した調査・指導を行うこととし、事業者の早期改善をフォローする。
- 5両未満の霊柩事業者については個別巡回指導で対応する。(5両以上は通常巡回対象)
- 全国適正化実施機関の活動指針に基づき安全性優良認定事業所において、4年以上の期間を開けない頻度で巡回指導を実施し認定レベルの維持を図る。
- 巡回指導等で社会保険等の未加入事業者に対し、運輸支局等と連携して適正加入を促進させ公正・公平な競争の確保を図る。
- 適正化事業の更なる推進を図るため適正化事業評議委員会を開催し、適正化事業の業務等について他分野の助言等を本事業に反映させる。

(2) 安全性評価事業（Gマーク制度）の積極的な推進及び普及促進策の実施

- H30年度の認定事業者数485（30.0％）に新規25事業所を加えた510事業所の認定（31.6％）を目指

し、説明会の開催及び相談事業を充実させる。

- 認定が連続10年以上の事業所を対象とした「表彰制度」の普及に協力する。
  - Gマーク事業を推進させるため新聞広告並びにラッピングトラックによるPR走行を実施し啓発に努める（県中、相双地区）
  - Gマークステッカーの「有効期限切れ」や「廃車時」の剥離の徹底等、ステッカーの適正な管理を推進する。
- (3) 適正化事業指導員に係る研修事業の充実及び更なる資質の向上
- 全国適正化実施機関が行う全国研修（初級・専門・特別・スキルアップ）、官民合同で行うブロック研修に指導員を積極的に参加させ、資質向上を図る。
  - 全国研修を補完する小グループ研修では調査手法や判定・指導方法についてのグループ討議等を実施し、巡回指導の評価手法の均一化を図る。
- (4) 車両及び道路通行等諸規則の緩和要望の促進
- 会員事業者からの道路通行等諸規則の緩和要望を取りまとめ全ト協を通じて関係機関へ働きかける。
- (5) 特殊車両通行許可制度の遵守の徹底
- 特殊車両に係る法令遵守等を図るため、許可条件違反への対応等関係法令改正についてTV会議システムを活用した特車講習会等研修会を開催し特殊車両等の事故防止を図る。
- (6) 事故防止活動の取組み
- 関係行政等（労働局・運輸支局・県警察）の協力を得ながら事故防止講習会を県内6地区で開催し、交通事故防止に努める。
  - 巡回指導で指導件数が高い「初任運転者の指導・教育」について事業者が主体的にできる指導者育成のため初任運転者講習会を県内6ヶ所の自動車教習所で実施する。
  - 各支部で貸し出ししているDVD等の教材について内容の充実を図る。
  - 適正化指導員を「飲酒運転防止インストラクター」として養成し、各支部の各種講習会において飲酒運転防止に取り組む。
- (7) 適正・円滑な苦情処理
- 苦情に対して適切な指導・解決を図り、円滑な処理に務める。内容によっては関係行政と協力して対応する。
  - 寄せられた苦情内容をHPに公表し注意喚起を促す。
- (8) 輸送秩序確立等に係る指導及び広報啓発活動の推進
- 会員事業所と荷主を対象に「物流セミナー」を開催し、トラック業界が抱える諸問題について理解と協力を求めながらパートナーシップ構築の強化を推進する。
  - 交通事故防止及び輸送秩序確立等に係る違法行為防止と啓発活動のためパトロール指導員による巡回パトロールを実施する。
  - 支部等で行う各種講習会・会議等の開催に併せ、適正化事業に係る説明等の要望に応えるため適正化セミナーを実施する。

## 【総務部関係】

### 1. 東日本大震災並びに東京電力福島第一原発事故からの復旧・復興の支援について

- (1) 現在実施している「除去土壌等輸送」に、積極的に関わるとともに、国、県、県選出国會議員への陳情・要望活動を継続し、福島県が抱えている風評被害の払拭や避難されている被災者の一刻も早い帰還促進のため貢献していく。

- (2) 「福島復興支援輸送協同組合」の諸活動に理解するとともに、同協同組合が実施する「除染等業務従事者特別教育」の実施会場の提供及び講師派遣について積極的に支援する。

## 2. 組織・財政について

- (1) 支部の円滑な運営に向けた取り組み

① 支部事務局長の理事会オブザーバー参加については継続する。また、支部事務局長業務連絡会議を年4回程度開催する。

- (2) 広報対策の充実・強化について

① 広報誌「わだち」並びに「ホームページ」のリニューアルを推進する。また、「メール」等の活用により、会員事業者への情報提供を適宜・適切に行う。

② トラック運送事業の実情について、あらゆる機会をとらえメディアを活用して積極的に広報する。

- (3) 支部交付金について

① 各支部諸活動の更なる活性化を図るため、前年度と同様に前々年度の管理費実績を基準に一定程度の金額を加算した金額とする。具体的には「総務委員会」で討議し「理事会」に答申し決定する。

- (4) 庶務関係事項

① 開催する会議は、定時総会（6月）、理事会（通常4回、臨時は必要により）、常任理事会（必要により）、部会（必要により）、委員会（必要により）とする。

② ダンプトラック部会、青年部会、女性部会の運営については、部会の主体性を尊重した中で事務局運営を行う。

③ 表彰については、「東北運輸局長」、「東北運輸局福島運輸支局長」、「全ト協表彰規定による」、「全ト協優秀運転者顕彰」、「事故防止コンクルールの優良事業者」、「福ト協優良従業員」について対応する。